第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「単体自己資本比率の計算方法」を付し、同条中「単体自己資本比率」という。）の下に「であって、銀行の適当な自己資本の充実の状況の最低基準」を「掲げる比率」の下に「（以下「最低所要単体自己資本比率」と総称する。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　国際統一基準のうち単体自己資本比率（第二条の規定に基づき連結自己資本比率を算出している銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行（銀行の連結子法人等である銀行を除く。）又は規制外国法人の連結子法人等の単体自己資本比率を除く。）であって、銀行の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、単体資本バッファー比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低単体資本バッファー比率以上とする。

資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額／（信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額）

2　前項の「最低単体資本バッファー比率」とは、資本保全バッファー比率及びカウンター・シクリカル・バッファー比率を合計したものをいう。

3　前項の「資本保全バッファー比率」とは、金融市場の動向又は経済情勢の変化によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、二・五パーセントとする。

4　第二項の「カウンター・シクリカル・バッファー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一　零パーセント（金融庁長官が別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二　本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

5　第一項の「最低単体資本バッファー比率」とは、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、同項に規定するものに、当該各号に定める比率（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては、当該各号に定める比率のうちいずれか高い比率）を加えたものとする。

一　銀行が金融安定理事会による合意を勘案した国際的な金融システムにおけるその重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行である場合　金融庁長官が別に定める比率

二　銀行が我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性に鑑み、金融庁長官が別に指定する銀行である場合　金融庁長官が別に定める比率

第十六条中「第十四条各号」の下に「及び第十四条の二第一項」を加える。

第十八条第四項第五号ハ⑵中「単体自己資本比率」を「最低所要単体自己資本比率」に改める。

第十九条第四項第五号ハ⑵中「単体自己資本比率」を「最低所要単体自己資本比率」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額）

第十九条の二　第十四条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一　普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。）から次に掲げる額（第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

イ　信用リスク・アセットの額の合計額

ロ　マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ハ　オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

ニ　第二十四条第一項から第三項までの規定により加算される額（これらの規定の適用がある場合に限る。）

二　リスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額からその他Ｔｉｅｒ１資本の額（第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ１資本の額をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

三　リスク・アセットの額に二パーセントを乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

イ　Ｔｉｅｒ２資本の額（第十四条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本の額をいう。）

ロ　その他Ｔｉｅｒ１資本の額からリスク・アセットの額に一・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第二十条第一項中「前条第二項第一号」を「第十九条第二項第一号」に改め、同条第三項中「前条第二項第二号」を「第十九条第二項第二号」に改め、同条第四項中「前条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に改め、同条第五項中「前条第二項第四号」を「第十九条第二項第四号」に改める。

第二十一条から第二十四条までの規定中「第十四条各号」の下に「及び第十四条の二第一項」を加える。

第二十九条第九項に次の一号を加える。

三　銀行が協定（預金保険機構との間で締結された、預金保険法附則第七条第一項に規定する協定若しくは同法附則第十五条の二第一項に規定する承継機能協定、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第三十五条第一項に規定する協定又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）第十条第一項に規定する協定をいう。第四十一条第八項第三号において同じ。）の定めにより保有することとなった資本調達手段

第四十一条第八項に次の一号を加える。

三　協定の定めにより保有することとなった資本調達手段

第五十七条中「及び欧州共同体向けの」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向け」に改める。

第八十九条第三号及び第九十四条第一項第一号中「欧州共同体」の下に「、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ」を加える。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十六号チ中「及び欧州共同体」を「、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（連結自己資本比率の計算方法）」を付し、同条中「連結自己資本比率」という。）」の下に「であって、銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次条において同じ。）の適当な自己資本の充実の状況の最低基準」を「掲げる比率」の下に「（以下「最低所要連結自己資本比率」と総称する。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　連結自己資本比率であって、銀行持株会社及びその子会社等の適当な自己資本の充実の状況の前条各号に定める基準以外の基準は、連結資本バッファー比率（次の算式により得られる比率をいう。）について、最低連結資本バッファー比率以上とする。

資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額／（信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額